イベント主催者（会場設営担当）の皆様へ

望まない受動喫煙を起こさないよう、イベント会場の喫煙環境に御配慮ください！

イベント会場設営・運営にあたり、会場敷地内での喫煙を可能とされる場合は、法律や条例、会場施設独自のルールを守り、望まない受動喫煙を生じさせないようにしてください。

◆健康増進法上のルール

第一種施設⇒敷地内禁煙
学校（大学が含まれる）
病院・行政機関の庁舎等
※屋外に法で定める受動喫煙を起こさない措置を講じた喫煙所（特定屋外喫煙場所）設置可能

第二種施設⇒原則屋内禁煙
（第一種施設・喫煙目的施設以外）
商業施設・飲食店・ホテル・駅
※屋内に喫煙専用室等設置可能
屋外に喫煙所設置可能

◆屋外イベント開催時における（臨時）喫煙所設置について

屋外での喫煙について法律による規制はありませんが、**健康増進法において喫煙者と喫煙場所設置者に対して望まない受動喫煙を起こさないようにすること**が求められています。

【受動喫煙を起こさないための措置例】

①喫煙所設置場所の工夫
- **参加者が必ず通る通路や出入り口付近に喫煙所を設置しない**
- **子どもや傷病者等が集まるエリア付近に喫煙所を設置しない**
- **風向きに留意し、喫煙者のみが訪れる場所に喫煙所を設置する**

②喫煙所の工夫
- **開放型ではなく、パーテーション型や密閉型の喫煙所を設置する**

③周知の工夫
- **喫煙所以外では喫煙不可であることを周知する**

また、喫煙所には喫煙所である旨の標識を掲示し、喫煙所への 20 歳未満の者の立ち入りを防ぎましょう。

【お問合せ先】
滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課健康づくり係　TEL：077－528－3651

◆参考情報

〇健康増進法における「屋内」

外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ側面がおおむね半分以上覆われているものの内部。

〇厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙。」Web サイト

https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/

⇒改正健康増進法のポイント等が説明されています。

◆健康増進法　＜抜粋＞

（関係者の協力）

第 26 条

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第 27 条　何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2　特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

※特定施設：第一種施設、第二種施設および喫煙目的施設